

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 9 4 号

平成 28 年 12 月 12 日

月 曜 日

目 次

監査委員公表

○監査結果の公表

(監査委員) 2

監査委員公表

監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 28 年 9 月 23 日までに実施しました平成 28 年度定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 12 日

四日市港管理組合

監査委員 福 井 信 行

監査委員 中 村 久 雄

第 1 監査の概要

1 監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正かつ効率的に処理されているかを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、整備課、施設保全課

（ 室・局 ）

出納室、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、当管理組合において関係者から事情聴取を行うなどにより平成 28 年 9 月 20 日及び 23 日に実施しました。

第 2 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部に改善・是正を要するものがあつたが、概ね適正に処理、執行されてきました。

所属ごとの監査の意見は次のとおりであるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

〔四日市港管理組合全体〕

(1) 財産管理について

土地・建物・備品等の財産管理については、通常の業務遂行時にあわせてチェックを行っているが、一定の期間毎に総点検することも検討されたい。また、経年変化の把握と人事異動による担当者の交代にも対応できるよう、現況の写真を添付することなども考慮されたい。

〔経営企画部〕

総務課

(1) ポートビル照明器具のLED化について

管理組合では、昼休みに執務室の電気を消灯するなど節電に努め、温室効果ガスの削減を進めているが、電気使用量の更なる削減のため、ポートビル内の照明器具のLED導入の節減効果について、より詳細な調査を検討されたい。

企画課

(1) 港湾運営会社の統合について

名古屋港との港湾運営会社の統合については、将来の四日市港に多大な影響を与えるものであり、対等性の確保や統合によるメリットの享受が極めて重要であることから、統合に伴い考えられるリスクの洗い出しを行うなど、十分な準備のもと、取り組

まれたい。

振 興 課

(1) 港勢の拡大について

外貿コンテナ貨物取扱量はここ 2 年減少しており、三重県内におけるコンテナ貨物の四日市港利用率も 31.6%（平成 25 年調査）と伸び悩んでいる。県内はもとより四日市港利用優位圏である周辺県（滋賀県・岐阜県）も含め、利用状況だけではなく、コンテナ貨物の動向等についても調査・分析を行い、更なる集荷活動・航路誘致に努められたい。

(2) シドニー港との姉妹港提携について

シドニー港との関係は、平成 14 年のコンテナ定期航路廃止以降は、船の寄港がなくなり、平成 20 年の姉妹港提携 40 周年事業が中止となるなど、管理組合だけでなく港湾関係者も含め、交流が無くなっているのが現状である。平成 30 年には姉妹港提携 50 周年を迎えることから、これを機に姉妹港提携の在り方について検討されたい。

港 営 課

(1) 放置艇対策について

300 隻を超える放置艇については、船舶航行の安全を確保するためにも、保管施設の確保と放置等禁止区域の設定の両輪による対策を進められたい。また、保管施設の整備・運営等については、P F I 等の活用も考慮にいれ、引き続き検討されたい。

(2) 清掃船「じんべい」の活用について

清掃船「じんべい」について、県民・市民の方がふれることのあまりない特殊な船であり、港まつり等のイベント時に一般公開するなどし、環境保全の啓発のための活用についても検討されたい。

整 備 課

(1) 事業の明許繰越について

事業の明許繰越について、計画的に事業執行を行うとともに、事業効果が早期に発現できるよう、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。

施 設 保 全 課

(1) 事業の明許繰越について

事業の明許繰越について、計画的に事業執行を行うとともに、事業効果が早期に発現できるよう、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。

[室・局]

出 納 室

(1) 事務用品の在庫管理について

事務用品については、出納室にて集中調達し、持ち出す際に台帳に記帳することにより管理しているが、台帳と現物の確認を定期的に行うなど、その管理について徹底されたい。

議 会 事 務 局

(1) 海外港湾事情調査について

組合議員の海外港湾事情調査については、議会の議決により毎年実施されているが、構成団体である県議会・市議会とも議会独自で海外調査を行う制度は採られていない。調査目的と効果を十分精査し、慣例化することのないよう、再度その在り方について検討されたい。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
